

京都市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成19年10月10日京都市条例第10号）（総務局総務部文書課）

統計法（平成19年法律第53号）の一部の施行により、当分の間、同法及び統計法（昭和22年法律第18号）が併存することとなることに伴い、京都市個人情報保護条例において引用している指定統計の根拠が統計法（昭和22年法律第18号）であることを明確にする必要があるため、規定を整備することとしました。

この条例は、平成19年10月10日から施行することとしました。

京都市個人情報保護条例の一部を改正する条例を公布する。

平成19年10月10日

京都市長 榎 本 頼 兼

京都市条例第10号

京都市個人情報保護条例の一部を改正する条例

京都市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第56条第1項第1号中「統計法」の右に「(昭和22年法律第18号)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(総務局総務部文書課)